

<p>請願番号</p>	<p>請願第51号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成26年9月10日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>安倍晋三内閣は2014年7月1日、多くの人々の反対の声を押し切って、集団的自衛権の行使を容認する新たな憲法解釈を強行する「閣議決定」を行いました。これは立憲主義に反して憲法第9条を破壊し、日本を「戦争する国」に変える暴挙です。多くの世論調査が示すように「解釈改憲反対」「集団的自衛権行使反対」「9条改憲反対」は社会の大多数を占めています。このたびの「閣議決定」はこの大多数の声を踏みにじったものです。</p> <p>日本国憲法は過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義の政治を反省し、平和と民主主義を願う人びとの切実な声を基礎にして生まれました。特に憲法第9条は「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定め、国内でも世界でも多くの人びとの支持を集めています。</p> <p>このように、その先進性が改めて国際的に評価されつつある現憲法の下で、外交努力により、戦争のない平和なアジアと世界を目指す立場から、また民主主義と国民主権を揺るぎなく擁護する立場からは、集団的自衛権の行使を容認し、憲法9条を始めとする現憲法の理念全体を破壊する解釈改憲を絶対に認めることはできません。</p> <p>安倍内閣が進める解釈改憲は自民党政府の長年の見解さえも捨て去り、憲法に基づく政治という近代国家の立憲主義を否定し、国のあり方を「法の支配」から「人の支配」へ逆戻りさせる愚かで危険な選択です。</p> <p>つきましては国会及び政府に対し、集団的自衛権行使を容認した7月1日の「閣議決定」の撤回を求める意見書を、貴議会において提出されるよう請願します。</p>		
<p>紹介議員</p>	<p>鳥飼 謙二 前屋敷恵美</p>		
<p>摘要</p>			